

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

I 普段の学生生活での対応

- (1) 基本的な感染防止対策
- (2) 日々の健康観察と管理
- (3) 学内での行動
- (4) 最新情報の確認

II 感染または感染が疑われる場合の対応

- A** 本人または同居家族等に感染が疑われる症状が出た場合
- B** 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合
- C** 本人または同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

III 感染者または感染疑い者が学内に発生した場合の対応について <大学全体での対応>

日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学
新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部
2020.8.1版

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

本学学生は、赤十字の基本原則のもと、医療・介護のスペシャリストを目指した学びを深め、将来「生きるを支える」実践者として社会に貢献していくことを目標としています。
このことを心に堅く留め、危機意識を持って、以下の方針に沿った感染拡大を防ぐ行動を常時とるように心がけてください。

I 普段の学生生活での対応

(1) 基本的な感染防止対策

★新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、当面の間は下記の基本的感染対策を個人の責任で行う

1. 帰宅時・食事前を含め、こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットの遵守などを徹底すること。
2. 常にマスク着用を心がけてください。
3. 公共交通機関を利用する場合は可能な限り混雑を避けた時間帯・車両を利用し、**会話は控えめにすること。**
4. 平日か休日かに関らず、不要不急の移動・外出は控えること。
5. **最近におけるクラスターの発生は、飲食店等や学生などの若年層が集まる場で多く発生していることから、以下のような密閉された空間で、多くの人が密集・密接する場所への出入りはしないこと。**
 - 不特定多数の人々が集まるライブハウス、居酒屋、カラオケ店、スポーツジム等
 - 密閉された空間に不特定多数の人々が集まる懇親会、食事会、サークル活動、交流会等
6. やむを得ず人が集まる場所に行く場合、混みあった公共交通機関を利用する場合等は、必ずマスクを着用すること。
 - 上記の場合でも、できるだけ短時間とするよう工夫すること。
7. アルバイトに就労する場合は、**就労先が業種別感染予防ガイドライン(別紙一覧参照)に沿った対応をしているか確認(業界団体が発行するステッカーや自主適合宣言マーク等の確認)し、自らも感染予防対策を十分取るようにすること。**
なお、秋田県が定める警戒レベルが3以上となった場合や、再度緊急事態宣言が発令されるなど感染拡大が危機レベルに達したと判断される場合は、**再びアルバイト自粛要請が発せられることがあるので留意すること。**
 - 学納金等の納付に関する相談が必要な場合は、本学学務課に申し出てください。
8. 海外渡航は当面の間は禁止とする。
9. 現住所に同居人やルームメイト、家族・親族がいる場合は、**別紙「家庭内での注意事項」を参考に、さらに細心の注意をはらって健康管理を行うこと。**

(2) 日々の健康観察と管理

1. 各自、毎日起床時・帰宅時の1日2回必ず検温を実施し、体調観察の結果と共に、所定の健康管理表に記録すること。
 - 記録した健康管理表は、必要に応じて大学に提出を求める場合があります。
 - 健康管理表の記録内容は、実習先からの要請や教育目的の必要性から公表する場合があります。
 - 発熱や倦怠感、咳やのどの痛みなどの症状が出て感染が疑われる場合は、すぐに下記新型コロナウイルス感染症対策専用E-mailアドレス(他の連絡には使用しないこと)または学務課に報告の上、その指示に従ってください。
(マニュアルII-Aを参照)

▶ covid19@std.rcakita.ac.jp /学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

 - 感染の兆候として、嗅覚や味覚に異常が生じる事例も報告されています。併せて注意してください。
2. 重症化リスクの高い持病があるなど、授業を受ける際の配慮が必要な場合はためらわずに担当教員に申し出てください。

(3) 学内での行動

1. マスクを着用のこと。
2. 講義室では、授業時・課外時間に関らず、可能な限り他の学生と間隔を空けて着席すること。
3. 講義室や演習室では、授業中または休憩時間等に定期的な換気を行うため、寒暖の差に対応できる服装をすること。
4. 休憩時、自習時や学食などで食事の際、他の学生との間隔を十分とり対面や濃厚接触となるような状況は避けること。
 - 会話は食事終了後マスクを着用してからにしましょう。
 - 学食以外で昼食を摂るのに使用可能な講義室とその使用方法は別途指示します。
 - 自習や休憩で演習室を使用する場合、できるだけ短時間に留め、その間は常に窓とドアを開放して換気すると共に、他の学生とは十分な間隔を保ってください。
 - 演習室については、今後、授業や事前予約以外の無断使用を原則禁止します。
5. 実習室で自主的に実技練習などを行う場合、必ず担当教員に事前に確認して許可と指示を得ること。

(4) 最新情報の確認

1. 感染等の状況は時々刻々と変化するため、本学からの連絡メール等に常に留意し、対応に遅れが生じないようにすること。
 - 対応に関して不明な点や疑問が生じた場合は、勝手に判断せず必ず学務課に問い合わせてください。
2. 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリや、秋田県が提供する新型コロナ安心システム(LINE)を導入するなど、感染防止に関する情報収集に努めてください。

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

II 感染または感染が疑われる場合の対応

A 本人または同居家族等に感染が疑われる症状が出た場合

1 発症の疑いが確認された当日

ア) 発熱等の風邪症状がみられる場合

(1) 登校はせず、自宅で静養し不要不急の外出は控えてください。

●当日は「公欠」扱いとします。

●本人に症状がなくても、同居人や同居家族に同様の症状が見られる場合は同上の対応をしてください。

●その場合、本人が濃厚接触者となる可能性があるため、同居家族等の感染が疑われるときは直ちにマニュアルII-Bの手順にしたがってください。

(2) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

(3) 症状が確認された場合は、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶ covid19@std.rcakita.ac.jp / 学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

必要な報告事項は次の通り：

① 発症までの経過情報と現在の体調情報

② 同居家族等がいる場合は、その状況

③ 確認日前2日間の行動情報

④ 他の感染者もしくは濃厚接触者との接触が疑われる場合はそれに関する情報

(4) 授業中等、学内で感染が疑われる症状が現れたときは、すぐに保健室（内線170）または学務課（内線104）へ連絡をして指示を仰いでください。

イ) 上記症状が重篤と思われる場合や、息苦しさ、強いだるさ、高熱などの症状がある場合

(1) ためらわずに「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、その指示にしたがってください。

☎ 24時間受付 018-866-7050
 9時～21時受付 0570-011-567
 9時～17時受付 018-895-9176

(2) 上記Ⅱ-A-1-イ) (1)の相談結果を、速やかにメールまたは電話で本学に報告してください。

2 発症日翌日以降

ア) 2日目に症状が改善した場合

(1) 風邪の症状や発熱を含めて服薬なしで体調が改善した場合は、3日目から登校を許可します。

● 2日目も「公欠」扱いとします。

(2) 登校前に、本学にメールまたは電話で速やかに状況を報告してください。

(3) 登校に当たっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。

(4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

(5) 体調を含め、その日の様子を担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に必ず報告してください。

イ) 2日目以降、3日目も症状が続いた場合

(1) 前記Ⅱ-A-1-ア)（確認初日）と同様の行動をとってください。

● 2日目、3日目も「公欠」扱いとします。

ウ) 4日目に症状が改善し、体調が回復した場合

(1) 風邪の症状や発熱を含め、服薬なしで体調が改善した場合は、5日目から登校を許可します。

● 4日目も「公欠」扱いとします。

(2) 登校前に、担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告してください。

(3) 登校に当たっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。

(4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

エ) 4日目以降も症状が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない状況も含む）

(1) 「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、その指示にしたがってください。

☎ 24時間受付 018-866-7050

9時～21時受付 0570-011-567

9時～17時受付 018-895-9176

(2) 担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告するとともに、相談結果についても詳しく報告してください。

(3) 医療機関受診にあたっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。

(4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

オ) 感染者（疑い含む）がいる場合の「家庭内での注意事項」（別紙）を参照してください。

B 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合

1 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合

ア) 特定当日、本人が本学に登校する前の時点

(1) 当日を含め14日間を「出席停止」とします。

(2) 出席停止期間中は自宅で静養し、不要不急の外出は控えてください。

●当該期間は「公欠」扱いとします。

●同居家族等が濃厚接触者として特定された場合も同様とします。

(3) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

(4) 濃厚接触者として特定された場合は、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶**covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089**

●報告事項は次の通り

① 感染者との接触時の状況

② 同居家族等の状況

③ 接触後の体調等の状況

イ）特定当日、本人がすでに登校後の時点

- (1) 本学の指示に従い、速やかに帰宅してください。
- (2) 前記 **II-B-1-ア）(2)～(4)**と同様の行動をとってください。

ウ）濃厚接触者である本人または同居家族等に発症が疑われる症状が顕著な場合

- (1) 発熱と強い倦怠感や呼吸困難の症状がある場合は、ためらわずに「帰国者・接触者相談センター：018-866-7050」に電話で相談し、その指示にしたがってください。
- (2) 担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告するとともに、相談結果についても詳しく報告してください。

【参考】「濃厚接触者」とは

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を言う。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることができる距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

【参考】「帰国者・接触者相談センター」へ相談する者の目安

「帰国者・接触者相談センター」へ相談する目安は以下のとおり。

- 1) 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある者
- 2) 重症化リスクが高い者（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者）で、発熱や比較的軽い風邪の症状がある場合
- 3) 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が持続する者、4日以上続けば必ず相談（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）

※国立感染症研究所感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（2020年5月29日版）より抜粋

C 本人または同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 新型コロナウイルス感染症と診断されたたら、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

●報告事項は次の通り

- ① 発症後2週間以内の行動
- ② 本学学内での移動範囲
- ③ 本学学内での詳細な動線

(2) 完治するまでは「出席停止」とします。

(3) 出席停止期間中は、医療機関の指示にしたがって治療に専念してください。

●当該期間は「公欠」扱いとします。

2 同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 本人が濃厚接触者となる可能性があるため、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告して指示を仰いでください。

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

(2) 本人が濃厚接触者となる可能性があり、すでに感染を疑う症状がある場合
マニュアルⅡ-Aの手順にしたがってください。

(3) 本人が濃厚接触者として特定された場合
マニュアルⅡ-Bの手順にしたがってください。

新型コロナウイルスの感染が疑われる 人がいる場合の家庭内での注意事項 (日本環境感染学会とりまとめ)

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人（以下、感染者）がいる場合、同居のご家族は以下の点に注意してください。

- 1.感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- 2.感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする
- 3.できるだけ全員がマスクを使用する
- 4.小まめにうがい・手洗いをする
- 5.日中はできるだけ換気をする。
- 6.取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- 7.汚れたりネン、衣服を洗濯する
- 8.ゴミは密閉して捨てる

1. 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける

感染者が療養する部屋と他の家族がいる部屋をできるだけ分けます。窓があるなど、換気の良い個室とする。感染者は極力部屋から出ないようにして、人との接触を減らすことが大切です。感染者の行動を制限し、共有スペース（トイレ、バスルームなど）の利用を最小限とし、その換気を十分に行う（窓をしばらく開けたままにするなど）。小さなお子さんがいる、部屋数が少ない、といった理由で、部屋を分けることができない場合でも、感染者から少なくとも2m以上の距離を保つことや仕切りやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛沫して感染する可能性を少しでも減らしておきましょう。食事、眠るときも別室にするのが理想です。同じ部屋で寝るときは、頭が向き合うように枕の位置をそろえて並んで寝るのではなく、互い違いにするだけでも、感染者の顔からの距離がとれるようになります。

2. 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（一人が望ましい）にする

感染者の身の回りの世話がが必要な場合、世話する家族に、感染する可能性があるため、可能な限り一人に決めておいた方がよいです（心臓、肺、腎臓に持病のある人、糖尿病の人、免疫の低下した人、乳幼児、妊婦等の方はなるべく避けて下さい）。

3. できるだけ全員がマスクを使用する

感染者、家族の両方がマスクを着用することで、ウイルスの拡散を防ぎます。使用したマスクは、他の部屋に持ち出さずに部屋の入口に置くか、すぐ捨てるようにしましょう。また、マスクは、のど・鼻周囲を加湿する効果もあります。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄します。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが分泌物で濡れたり汚れたりした場合は、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換する必要がある。マスクが手に入らないときやマスクの使用が耐えられない人は、ティッシュ等で咳やくしゃみをするときに口と鼻を覆います。

4. 小まめにうがい・手洗いをする

ウイルスのついた手で目や鼻、口などを触ると粘膜・結膜を通して感染することがあります。家族はこまめに石鹸を用いた手洗いもしくはアルコール消毒をしましょう。

5. 日中はできるだけ換気をする。

感染者のいる部屋は、定期的に換気をしましょう。他の家族がいる部屋も換気をしたほうがよいでしょう。エアコンなどの空調や換気扇をまわしたり、日中の温かい時間に窓を開けるのもよいでしょう。

6. 取っ手、ドアノブなどの共用する部分を消毒する

タオルや食器、箸、スプーン等を共用しないことも大切です。トイレやお風呂は、水拭きするか、家庭用の塩素系漂白剤でウイルスを減らすことができます。洗濯機内後の食器洗いを別洗いしたりする必要は

用の掃除用洗剤でもウイルス量を減らすことができます。洗濯や食後の食器洗いを別洗いしたりする必要はありません。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄を行います。感染者のものを分けて洗う必要はありません。ただし、洗浄前のものを共用しないでください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共用しないようお互いに確認したいものです。

感染者が別の部屋で生活していても、トイレ、洗面所、浴室などを共用すると思います。ウイルスは物についてもしばらく生存しているため、ドアの取っ手やノブ、ベッド柵ウイルスがついている可能性があります。0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭きましょう。トイレや洗面所の清掃をこまめに行いましょう。清掃は、市販の家庭用洗剤を使用し、すすいだ後に、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムを含む家庭用消毒剤を使用します。

7.汚れたリネン、衣服を洗濯する

新型コロナウイルス感染症は下痢がみられることがあり、糞便から検出されることがあります。体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う場合は、手袋、マスクを使用し、一般的な家庭用洗剤を使用した洗濯機を使用して、洗濯し完全に乾かします。

8.ゴミは密閉して捨てる

鼻をかんだティッシュなどにもウイルスがついています。同居者が触ると感染する可能性があるため、すぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨てましょう。その後は直ちに4.にある手洗いを行ってください。

ご家族、同居されている方は、既に感染している可能性もあります。感染者の症状が軽快してから14日間経過するまでは、健康状態を監視することをお勧めします。職場や学校に行く時など外出する際はマスクを着用し、こまめに手を洗ってください。

業種別ガイドライン一覧

	業 種	団 体 名	担当省庁名	ガイドライン掲載URL
1	①劇場、観覧場、 映画館、演芸場	公益社団法人 全国公立文化施設協会	文部科学省	https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf
2		全国興行生活衛生同業組合連合会	厚生労働省	https://www.zenkoren.or.jp/news-pdf/0514_COVID-19_guideline.pdf
3		一般社団法人 日本映画製作者連盟	経済産業省	http://www.eiren.org/
4	②集会場、公会堂	公益社団法人 全国公民館連合会	文部科学省	https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200514_02guide.pdf
5	③体育館、水泳 場、 ボーリング 場、運動施設、遊 技場	公益財団法人 日本スポーツ協会	文部科学省	https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158
		公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会		https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html
6		公益社団法人 日本プロサッカーリーグ	文部科学省	https://www.jleague.jp/release/wp-content/uploads/2020/05/05e44038298e88260d6524bf435c8596.pdf
7	一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会	経済産業省	http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf	
	公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会		http://www.pgs.or.jp/data/CT_20200514105508_efe4fec0-db18-4ba8-a81f-915f6cc880e5.pdf	
8	公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟	経済産業省	https://www.jgra.or.jp/wp1902/wp-content/uploads/2020/05/JGRA2020年5月14日ガイドライン改訂版-第三版-1.pdf	
9	公益社団法人 日本テニス事業協会	経済産業省	https://www.jtia-tennis.com/2020_05_14_tennis_guideline.pdf	
10	一般社団法人 日本アミューズメント産業協会	経済産業省	https://jaia.jp/%e3%81%8a%e7%9f%a5%e3%82%89%e3%81%9b/%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93/	
11	一般社団法人 全日本指定射撃場協会	警察庁	http://shajoukyo.ciao.jp/	
12	全国麻雀業組合総連合会	警察庁	https://www.zenjanren.com/	

13		全日本遊技事業協同組合連合会	警察庁	http://www.zennichiyuren.or.jp/
14	④博物館、美術館、図書館	公益財団法人 日本博物館協会	文部科学省	https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf
15		公益社団法人 日本図書館協会	文部科学省	http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307
16	⑤自動車教習所、学習塾等	公益社団法人 全国学習塾協会	経済産業省	https://ija.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/guidelinever.3.pdf
17		全日本指定自動車教習所協会連合会	警察庁	http://www.zensiren.or.jp
18		全国届出自動車教習所協会	警察庁	http://www.zenjikyoo.com
19	⑥インフラ運営	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省	http://kendenkyo.or.jp/pdf/kendenkyo_guidelines.pdf
20		一般社団法人 全国LPガス協会	経済産業省	https://www.japanlpg.or.jp/info/data/20200514.pdf
21		全国石油商業組合連合会	経済産業省	http://www.zensekiren.or.jp/20200414
22		公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	国土交通省	https://jascoma.com/index.html
23		一般社団法人 日本下水道施設管理業協会	国土交通省	https://www.gesui-kanrikyo.or.jp/contents/01-01news.html
24		東日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.e-nexco.co.jp/
25		中日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.c-nexco.co.jp/topics/1121.html
26		西日本高速道路株式会社	国土交通省	https://www.w-nexco.co.jp/
27		首都高速道路株式会社	国土交通省	https://www.shutoko.jp/inquiry/prevention/
28		阪神高速道路株式会社	国土交通省	https://www.hanshin-exp.co.jp/company/
29	本州四国連絡高速道路株式会社	国土交通省	https://www.jb-honshi.co.jp/	
30		一般財団法人 食品産業センター	農林水産省	https://www.shokusan.or.jp/news/3694/
31		公益社団法人 中央畜産会	農林水産省	http://jlia.lin.gr.jp/archives/3079
32		公益社団法人 大日本農会	農林水産省	http://www.dainihon-noukai.jp/news01/2270/
33		一般社団法人 日本林業協会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
34		全国漁業協同組合連合会	農林水産省	https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=152
		一般社団法人 大日本水産会		https://suisankai.or.jp/news/%e3%80%8c%e6%bc%81%e6%a5%ad%e8%80%85%e3%81%ab%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%b3%e3%83%ad%e3%83%8a%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%84%9f%e6%9f%93%e8%80%85%e3%81%8c%e7%99%ba%e7%94%9f%e3%81%97%e3%81%9f/

35	⑦ 飲食料品供給	全国中央卸売市場協会	農林水産省	
		全国公設地方卸売市場協議会		
		全国第3セクター市場連絡協議会		
		一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会		
		一般社団法人 全国青果卸売市場協会		
		全国青果卸売協同組合連合会		http://www.seika-oroshi.or.jp/
		公益社団法人 日本食肉市場卸売協会		http://www.zenseioroshiren.or.jp/
		東京食肉市場卸商協同組合		https://mmb.jmma.or.jp/common/news/200514_新型コロナ_対応ガイドライン_(卸売市場).pdf
		一般社団法人 日本花き卸売市場協会		http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
		一般社団法人 全国花卸協会		
		一般社団法人 全国水産卸協会		
		全国魚卸売市場連合会		
		全国水産物卸組合連合会		
36		一般社団法人 日本加工食品卸協会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
37		一般社団法人 日本外食品流通協会	農林水産省	http://www.gaishokukyo.or.jp/
38		全国給食事業協同組合連合会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
39		一般社団法人 日本給食品連合会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
40	⑧ 食堂、レストラン、喫茶店等	一般社団法人 日本フードサービス協会	農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
		一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会	厚生労働省	
41	⑨ 生活必需物資供	オール日本スーパーマーケット協会	経済産業省 農林水産省	
		一般社団法人 全国スーパーマーケット協会		
		日本小売業協会		
		一般社団法人 日本ショッピングセンター協会		http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
		一般社団法人 日本スーパーマーケット協会		
		一般社団法人 日本専門店協会		http://www.ajs.gr.jp/?mode=whatsnew&page=index&year=2020#526
		日本チェーンストア協会		http://www.super.or.jp/?p=11151
		日本チェーンドラッグストア協会		https://japan-retail.or.jp/

	給	一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会		http://www.jisa-net.gr.jp/
		一般社団法人 日本百貨店協会		https://www.diy.or.jp/news-all/top-news/409-2020-05-14.html
		一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会		https://www.jfa-fc.or.jp/particle/3017.html
		一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会		https://www.vca.or.jp/topics/2020/05/post-9.html
42		大手家電流通協会	経済産業省	https://www.joshin.co.jp/info/0513guideline.pdf
43		日本書店商業組合連合会	経済産業省	http://www.n-shoten.jp/images/coronavirusguide.pdf
44		日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合	経済産業省	http://www.cdvnet.jp/modules/information/index.php/page96.html
45		全国商店街振興組合連合会	経済産業省	http://www.syoutengai.or.jp/news/topics.cgi
46		全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	厚生労働省 国土交通省	http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298
		一社) 日本旅館協会		https://www.jcha.or.jp/news/203
		一社) 全日本シティホテル連盟		
47	⑩生活必需サービス	一般社団法人 日本ホテル協会	国土交通省	https://www.j-hotel.or.jp/association/pressroom/association/66801
48		一般社団法人 日本エステティック振興協議会 特定非営利活動法人 日本エステティック機構等	経済産業省	http://esthe-npo.lekumo.biz/blog/2020/05/ver30-88c4.html
49		全国質屋組合連合会	警察庁	http://www.zenshichi.gr.jp
50	⑪ごみ処理	一般財団法人 日本環境衛生センター	環境省	https://www.jesc.or.jp/library/tabid/373/Default.aspx
		公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター		https://www.jwnet.or.jp/info/chousa/index.html
51	⑫冠婚葬祭	公益社団法人 日本ブライダル文化振興協会	経済産業省	https://www.bia.or.jp/guidelines/
		一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会		https://www.zengokyo.or.jp/news/1980/
52	⑬メディア	日本放送協会	総務省	https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2020/20200514.pdf
53		一般社団法人 日本民間放送連盟	総務省	https://www.j-ba.or.jp/category/broadcasting/jba103834
54		一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	総務省	https://www.catv-jcta.jp/topics/detail/1760
55		一般社団法人 日本コミュニティ放送協会	総務省	https://www.jcba.jp/community/index.html
56		一般社団法人 衛星放送協会	総務省	https://www.eiseihoso.org/
57	⑭金融	一般社団法人 全国銀行協会	金融庁	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n051401/
58		日本証券業協会	金融庁	http://www.jsda.or.jp/shinchaku/coronavirus/files/20200514coronag.pdf

59		鉄道連絡会（一般社団法人 日本民営鉄道協会・J	国土交通省	http://www.mintetsu.or.jp/association/news/2020/15261.html
60		公益財団法人 日本バス協会	国土交通省	http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf
61		一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会	国土交通省	http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3111&a=13
62		一般社団法人 全国個人タクシー協会	国土交通省	http://www.kojin-taxi.or.jp/
63		公益社団法人 全日本トラック協会	国土交通省	http://www.jta.or.jp/info/coronavirus_guideline.html
64		日本内航海運組合総連合会	国土交通省	http://www.naiko-kaiun.or.jp/
65		一般社団法人 日本旅客船協会	国土交通省	https://www.jships.or.jp/news_detail.php?id=7554
66		一般社団法人 日本船主協会	国土交通省	http://www.isanet.or.jp/covid-19/index.html
67		一般社団法人 日本外航客船協会	国土交通省	http://www.jopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf
68		日本船舶代理店協会	国土交通省	https://www.sendaikyo.org/
69	⑮物流、運送	外航船舶代理店業協会	国土交通省	http://www.jafsa.jp/
70		定期航空協会	国土交通省	http://teikokyo.gr.jp/
		一般社団法人 全国空港ビル事業者協会		http://www.air-terminal.or.jp/
71		一般社団法人 日本旅行業協会 一般社団法人 全国旅行業協会	国土交通省	https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html
72		一般社団法人 日本倉庫協会	国土交通省	https://www.nissokyo.or.jp/index.php
73	一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会	国土交通省	http://www.jarw.or.jp/	
74		公益社団法人 全国通運連盟	国土交通省	http://www.t-renmei.or.jp/
	一般社団法人 航空貨物運送協会	http://www.jafa.or.jp/		
	一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会	https://www.jiffa.or.jp/		
	日本内航運送取扱業海運組合			
75		全国トラックターミナル協会	国土交通省	http://www.zentakyo.jp/
76		一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
77	⑯製造業全般	一般社団法人 日本造船工業会	国土交通省	https://www.sajn.or.jp/
78		一般社団法人 日本中小型造船工業会	国土交通省	http://www.cajs.or.jp/01detail.html?id=1451
79	⑰オフィス事務全般	一般社団法人 日本経済団体連合会	経済産業省	https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html
80	⑱企業活動、治安維	一般社団法人 全国警備業協会	警察庁	http://www.ajssa.or.jp/
81	⑲行政サービス	日本公証人連合会	法務省	http://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/20200514.html

「秋田県版新型コロナ安心システム」がスタート

秋田県版新型コロナ安心システムとは

県内の施設やイベント会場などに掲示しているQRコードをLINEアプリ等で読み取っていただき、施設等で感染者が確認された場合に、秋田県から必要な情報をLINEメッセージでお知らせするサービスです。

安心して施設等をご利用していただくため、多くの方にこのシステムをご利用いただきますよう、お願いします。

お問い合わせ

県保健・疾病対策課 ☎018-860-1422
 美の国あきたネット ☎50770

事業者のみなさまへ		県民のみなさまへ	
QRコードを発行申請	QRコードを掲示	掲示されたQRコードを読み取る	新型コロナウイルス感染が確認された場合
下記URLより、QRコードの発行申請をお願いします。 https://akita.qr.liny.jp/entry 	発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入口に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかけてください。	LINEアプリなどでQRコードを読み取り、施設などを利用したことを登録してください。(※情報は県が管理します。)	同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合に対象者にLINEメッセージでお知らせします。
施設・店舗・イベント主催者など  申請発行 → 発行 → 印刷 	 ※施設などに3密条件が重なる部屋(空間)が複数ある場合は、場所ごとにQRコードを発行・掲示してください。	施設・店舗など イベント  	施設・店舗・イベントなど 保健所  秋田県版新型コロナ安心システム ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
相談窓口 【症状がある方はこちらまで】 あきた帰国者・接触者相談センター (コールセンター)	24時間受付 ☎018-866-7050	9:00~17:00(毎日) ☎018-895-9176	9:00~21:00(毎日) ☎0570-011-567

秋田県ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

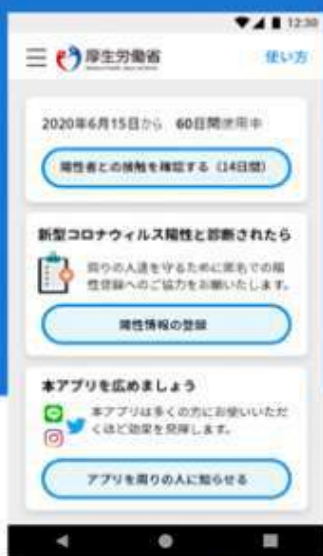
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

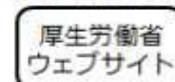
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html